

設 立 趣 旨 書

① 障害者の社会参加や自立に向けた活動の中で、「就労」を支援するための「授産活動」の果たす役割は、まことに大きいものと考えられます。就労により、生産活動等を通して生産物を作り、また役務を提供し、対価としての工賃を得ることにより、社会参加・地域生活への移行も促進されることとなります。

しかし、障害者授産施設やその他の就労施設の現状は、長引く不況という社会経済環境の悪化の中で、各地域での各施設固有の活動でいかにしてこの状況から脱却するか、暗中模索を繰り返しております。

授産活動も、その進め方において、各施設毎のスタンス・意識・障害種別の違い等から横のつながりも出来にくく、活動も閉鎖的になりがちで、なかなかこの状況を解決するための糸口も見出せずにいる実態があります。

② このような状況下にあつて、宮城県では平成 14 年度から 2 ヶ年間に亘る補助事業として「授産活動活性化特別対策事業」を行っており、宮城県社会就労センター協議会（以下「当会」という。）は宮城県からの委託を受け、その事業に着手しております。

その事業の一環として、各施設の課題や目指すもの等をヒヤリング調査で聴取したり、コンサルタントを行ったりして、次第に明らかになってきたことは、各施設の閉塞感を解消する方策としての取り組み、つまり、共同受注・共同開発・ネットワーク化・営業力・商品力・消費者ニーズへの対応・大量注文への対応・運営から経営への意識改革等のキーワードに集約される活動の在り方でした。

③ 当会では以上の現状に鑑み、見えてきた課題への対策を考えて参りましたが、上記キーワードを満たす活動を行うためには、

- イ. その「核」となる活動母体が必要であること。
- ロ. 各施設共通の受注窓口がない状況下では、いつまでも個別活動に留まるため、共同受注組織が必要であること。
- ハ. 現在の姿の当会には社会的に認知された「法人格」がないために、正規な形での契約主体者になれないことも、営業・契約行為に大きな障害になっている。

ことが課題として浮かび上がってきました。そこで、これらの課題の解消策として検討されたのが、特定非営利活動法人（NPO 法人）の設立であります。

④ 特定非営利活動（NPO）法人化を目指すことの必要性は、以上のような現状の授産活動の在り方に対し、授産活動推進の主体者として、

- (1) 社会的立場の確定により、授産活動やその商品等に対し、社会的信用や認知度が高まる。
- (2) 契約主体者になれる。
- (3) 共同受注を始め営業活動の活性化が図られる。
- (4) 顧客（消費者）ニーズへの受注窓口の一本化が図られ、サービス向上と顧客拡大につ

ながる。

(5) 本格的な経済活動への参加を通して、経営意識の高揚が図られる。

等の効果が期待できます。

そして、その効果が、授産活動をより一層活性化させ、障害者就労の場の創生が可能になると共に、働く障害者の工賃アップや生きがい・生活の質の向上等につながるものと考えます。

⑤ 既に全国組織においては、全国社会就労センター協議会の事業活動を補完する組織として、平成13年度に特定非営利活動法人(NPO法人)「日本セルフセンター」を会員の賛同のもとに設立し、その活動を推進する中で成果を挙げてきています。また、全国各地においても、現在20カ所にセルフセンターが設置されています。

当会においても、それらの先例を参考にしつつ、そのノウハウを学びながら、当県の活動に益する部分を活用するなど、中央組織との緊密な連携を保持しながら、常に事業活動に必要な情報収集に努めるなどして、宮城県らしい授産活動を展開して行きたいと考えます。

以上のことを実現するため、県内障害者就労施設の総意によって、ここに特定非営利活動法人(仮称)「みやぎセルフ協働受注センター」を設立するものです。

平成15年12月20日

特定非営利活動法人

みやぎセルフ協働受注センター

設立代表者

住所又は居所

宮城県仙台市太白区茂庭字人来田西

62-9

氏 名 市 川 義 直 印